

平成31年度

事業計画書

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

平成 31 年度事業計画

平成 30 年中の交通事故発生状況(警察庁交通事故統計より)を見てみると、死者数は 3,532 人(前年比 162 人減、4.4%減)となっており、警察庁が昭和 23 年から統計を開始して以降、最少を記録した前年の平成 29 年(3,694 人)を更に下回り、過去最少を更新している。

また、発生件数は 430,345 件(前年比 41,820 件減、8.9%減)、負傷者数は 524,695 人(前年比 56,155 人減、9.7%減)を記録し、共に 14 年連続で減少している。

更に詳しい分析では、高齢者(65 歳以上)の人口 10 万人当たりの死者数(5.59 人)が全年齢層(2.79 人)の約 2 倍になっていることや、全死者数の約半数が歩行中又は自転車乗用中の死者(1,711 人)であり、そのうちの約 7 割が高齢者で、それら高齢者のうち約 3 分の 2 に何らかの法令違反があることが交通死亡事故の特徴として挙げられている。

交通事故の死者数、発生件数、負傷者数に関する状況が大幅に改善されてきており、これは、長年にわたり官民一体となって着実に取り組んできた交通事故防止活動が大きく貢献していることは言うまでもない。しかしながら、依然として 1 日当たり 1,400 人以上が死傷している状況は到底看過できるものではなく、各方面でのより一層の取組の充実が望まれるところである。

国においては、第 10 次交通安全基本計画に基づき、政府が目標としている「世界一安全な道路交通の実現」に向け、子供と高齢者の安全確保や高齢運転者の交通事故防止等を重点として、各界各層と連携しながら、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備、先端技術の普及活用及び過信・誤信防止に向けた取組等の諸対策を着実に推進し、交通死亡事故等の更なる減少を目指すこととしている。

当協会においては、人命尊重の理念の下、関係機関・団体、民間企業等との連携・協力を図りながら、幼児から高齢者に至るまでの生涯にわたる交通安全教育を積極的に推進し、国民一人一人の交通安全思想の普及徹底に努め、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現に貢献することを基本とし、これに資するための各種の活動を展開することとする。

平成 31 年度は、交通事故の実態を踏まえつつ国の施策と軌を一にして、子供・高齢者を対象にした歩行者・自転車に関する講習会や高齢運転者に対する交通安全啓発活動を引き続いて実施するとともに、これらの事業で活用する交通安全教育用機器の販促・レンタル活動をより一層強化し、機器の全国的な普及を図ることにより、同種事業の拡大を目指すこととしている。

また、継続的で安定した運営という観点から、マンパワーや能力等を勘案しつつ、継続事業の見直しや新規事業の開拓等を通して、適正な事業量の確保を心掛けることとする。

財政面に関しては、引き続き収益物件の適正な管理・運用を図り、財政基盤の健全化、安定化に努めることとしている。

平成 31 年度に実施を予定している具体的な各種事業は、以下のとおりである。

I 研修・教育活動

1. 交通安全教育指導者等養成活動

- (1) 交通安全教育指導者研修会の開催（継続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) チャイルドシート指導員養成研修会の開催（継続）・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) スーパーアドバイザー養成研修の実施（継続）・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 高校生向け自転車安全教育インストラクター認定及び認定更新講習会の開催（継続）・・ 4
- (5) 高等学校における自転車安全指導研修会の開催（継続）・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 二輪車(主として原付)通学許可校等の生徒指導担当者研修会の開催（継続）・・・・・・ 5
- (7) 国や自治体等の交通安全教育指導者養成事業の実施（継続）・・・・・・・・・・・・ 5

2. 交通安全教育指導者等支援活動

- (1) 学校における交通安全教育に関する協議会の開催（継続）・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 各種認定者との連携による地域交通安全モデル事業の実施（継続）・・・・・・ 5
- (3) 自動車教習所におけるドローン学校向け安全教育等支援事業の実施（新規）・・・・・・ 5
- (4) 講師派遣の実施（継続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 国や自治体等の交通安全教育指導者等支援事業の実施（継続）・・・・・・ 5

3. 交通安全教育啓発活動

- (1) 高齢運転者及び自転車運転者の交通事故防止を目的とした
移動型交通安全啓発活動の実施（継続）・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 児童及び高齢者を対象にした歩行者向け交通安全講習会の実施（継続）・・・・・・ 6
- (3) 児童・生徒及び高齢者を対象にした自転車交通安全教室の実施（継続）・・・・・・ 6
- (4) 自転車交通安全教育地域一体型プロジェクトの実施（継続）・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 自転車安全利用講習会の実施（継続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 緊急時の対応に関する啓発活動の実施（継続）・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) 国際協力による教育普及活動の実施（継続）・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (8) 関係機関と連携した交通安全教育啓発活動の推進
 - ①シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の事務局（継続）・・・・・・ 7
 - ②交通安全フォーラム推進協議会の事務局（継続）・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ③全国交通安全運動への参加（継続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ④交通安全ファミリー作文コンクールの実施（継続）・・・・・・・・・・・・・・ 7

II 調査研究活動（継続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

III 情報収集提供活動

- 1. 月刊誌「交通安全教育」の編集・刊行（継続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. ホームページによる情報の発信及び収集（継続）・・・・・・・・・・・・・・ 8

IV 教材の制作・普及事業

- 1. 交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及（継続）・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 教育啓発資料の監修・指導等の実施（継続）・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. 児童及び自転車通学者向け高視認性安全服認証及び推奨制度の普及（新規）・・・・・・ 8

V 基本財産等運用事業（継続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

I 研修・教育活動

交通安全教育の担い手である指導者等の養成と指導力・資質の向上を目的として研修・支援を行うとともに、子供や高齢者、一般市民等の交通参加者を対象に、交通安全意識の向上と安全な交通行動の実践化を図ることを目的として交通安全教育啓発活動を実施する。

1. 交通安全教育指導者等養成活動

(1) 交通安全教育指導者研修会の開催（継続）

交通安全教育に携わる行政担当者、交通指導員等を対象に、指導者としての資質向上を目的とした研修会を、内閣府の後援を得て、2日間の日程で東京において開催する。

研修では、参加者の活動実態や要望等を踏まえたプログラムの下、主として学識経験者による講義、地域における効果的な実践事例発表、テーマ別の班別協議等を行う。

(2) チャイルドシート指導員養成研修会の開催（継続）

チャイルドシートの正しい知識の定着と使用の促進を目的として、チャイルドシートに関する法的・技術的知識、正しい装着方法など専門的知識を習得した指導者を養成するための研修会を、内閣府、警察庁及び国土交通省の後援を得て、東京等において2～3回開催する。

(3) スーパーアドバイザー養成研修の実施（継続）

自動車教習所指導員を対象に、多様な対象者に対して交通安全教育を実施できる企画力と教育能力を備えた人材の養成を目的とした研修を、延べ5日間の日程で東京において実施する。

研修では、交通安全教育における動機づけやリーダーシップの基本、プレゼンテーションの仕方等に関する教育技術指導、グループ討議などを内容とする集合研修を3日間、次いで、KJ法の進め方についての講義や具体的なプレゼンテーション技法についての発表・討議等を内容とするフォローアップ研修を2日間行う。

(4) 高校生向け自転車安全教育インストラクター認定及び認定更新講習会の開催（継続）

自動車教習所指導員を対象に、高等学校の自転車安全教育の充実に寄与することを目的として、高校生に対する自転車安全教育における効果的な手法や知識を習得したインストラクター養成のための講習会を2日間の日程で開催する。

受講後、認定試験等の要件を満たした者には、当協会から「高校生向け自転車安全教育インストラクター」認定証を交付するとともに、1事業所に3名以上の認定者がいる事業所については、適正な活動を行う旨の誓約書の提出をもって「高校生向け自転車安全教育団体」として認定を行う。

また、平成27年度及び29年度認定者を対象に、認定者のレベルアップを図ることを目的とした認定更新講習会を2日間の日程で東京において開催する。

(5) 高等学校における自転車安全指導研修会の開催（継続）

（一社）日本自動車工業会からの委託を受けて、高等学校における自転車教育を自動車との安全な共存を目指したプレドライバ教育として位置付け、地域連携型の高校生向け自転車交通安全教育を推進する。

31年度は、山形県において高等学校の交通安全指導担当教員及び自動車教習所指導員を対象に、高校生に対する効果的な自転車安全教育の手法と知識を習得するための研修会を開催する。

また、兵庫県及び山形県内の自動車教習所と連携し、モデル的に生徒参加型の自転車教室を約10か所で実施する。

(6) 二輪車（主として原付）通学許可校等の生徒指導担当者研修会の開催（継続）

（一社）日本二輪車普及安全協会からの委託を受けて、高等学校の交通安全指導担当教員及び自動車教習所指導員を対象に、地域社会全体で高校生の交通事故防止に寄与することを目的に、高校生の特性を踏まえた効果的な原付指導の進め方を習得するための研修会を3か所で開催する。

(7) 国や自治体等の交通安全教育指導者養成事業の実施（継続）

国や自治体等からの委託による交通安全教育指導者養成に係る事業を行う予定である。

2. 交通安全教育指導者等支援活動

(1) 学校における交通安全教育に関する協議会の開催（継続）

都道府県及び政令指定都市教育委員会の交通安全教育担当者等を対象に、学校における交通安全教育の拡充を図ることを目的として、文部科学省の後援を得て、講義及び先進的な実践事例の紹介や子供の交通事故実態等を踏まえた重要課題についての協議、意見・情報交換等を内容とする協議会を東京、大阪の2か所において開催する。

(2) 各種認定者との連携による地域交通安全モデル事業の実施（継続）

当協会の各種（スーパーアドバイザー、高校生向け自転車安全教育インストラクター等）認定者の実践力を高めるとともに、地域の交通安全に貢献するため、認定者が在籍する自動車教習所とともに地域の関係機関、団体等と連携した交通安全モデル事業を3～4か所の地域で実施する。

(3) 自動車教習所におけるドローン学校向け安全教育等支援事業の実施（新規）

株式会社スカイシーカー（国土交通省のドローン管理団体に登録されている）より認定を受け、ドローン利用者の安全な運用を図ることを目的に行う自動車教習所におけるドローン学校に対して、当協会が培ってきた安全教育の知見を活かし、航空法をはじめとした各種法令・条例に沿った教育内容・手法等に関する情報提供などの支援を行う。

(4) 講師派遣の実施（継続）

自治体や関係機関・団体及び民間企業等からの要請により、児童・生徒から高齢者まで対象者に合わせた交通安全講習会や啓発イベントへ職員等の講師を派遣する。

(5) 国や自治体等の交通安全教育指導者等支援事業の実施（継続）

国や自治体等からの委託による交通安全教育指導者等支援事業に係る事業を行う。

3. 交通安全教育啓発活動

(1) 高齢運転者及び自転車運転者の交通事故防止を目的とした移動型交通安全啓発活動の実施（継続）

J A 共済連からの委託を受けて、地域で実施されるイベント等に自動車及び自転車の交通事故防止を目的に、当協会が共同開発した「交通安全危険予測シミュレータ（自転車編・自動車編）」を搭載した車両及び指導員を年間約 300 回派遣する。

(2) 児童及び高齢者を対象にした歩行者向け交通安全講習会の実施（継続）

東京都からの委託を受けて、児童とその保護者及び高齢者を対象に当協会が共同開発した「交通安全危険予測シミュレータ（歩行者編）」を活用した交通安全教室や啓発イベントを年間約 160 回実施する。

(3) 児童・生徒及び高齢者を対象にした自転車交通安全教室の実施（継続）

東京都からの委託を受けて、児童・生徒及び高齢者を主な対象に当協会の「交通安全危険予測シミュレータ（自転車編）」を活用した交通安全教室や啓発イベントを年間約 200 回実施する。

(4) 自転車交通安全教育地域一体型プロジェクトの実施（継続）

地域を核とした幼児・児童とその保護者及び高齢者への自転車交通安全教育の展開と体制の確立を目的として、地域の関係機関、リーダー、ブリヂストンサイクル（株）等の協力・支援の下、参加・体験型の自転車交通安全教育モデル事業を埼玉県において実施する。

31 年度は、子供を対象にした自転車教室を 7 回（親子対象 1 回含む）開催するとともに、高齢者を対象とした自転車教室を 2 回開催する。

(5) 自転車安全利用講習会の実施（継続）

東京都武蔵野市からの委託を受けて、一般市民や市職員等を対象に、自転車事故の発生状況や安全な乗り方等についての講義を内容とする自転車の安全利用のための講習会を実施する。

31 年度は、一般講習約 20 回、出前型講習約 15 回で約 3,500 名の受講者を対象に、自転車安全利用講習会を実施する。

(6) 緊急時の対応に関する啓発活動の実施（継続）

日本保安炎筒工業会との連携・協力により、交通事故・二次災害等の減少に資することを目的として、発炎筒の使用方法や性能、非常時等における対処方法を普及啓発するためのポスター 5,000 枚を制作し、全国の都道府県、政令指定都市、警察本部、各高速道路（株）等に配布する。

(7) 国際協力による教育普及活動の実施（継続）

諸外国からの交通安全視察研修等の要請に応じて講習や資料提供を行うとともに、31年度は、我が国の自動車教習所が行うミャンマー連邦共和国ヤンゴン管区における交通安全教育支援活動に協力する。

(8) 関係機関と連携した交通安全教育啓発活動の推進

①シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の事務局（継続）

関係省庁、団体等官民一体となって国民のシートベルトとチャイルドシートの着用推進啓発活動を行っている「シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会」の活動に協力するとともに、同協議会の事務局を担当する。

②交通安全フォーラム推進協議会の事務局（継続）

国民の交通安全意識を高揚することを目的とした交通安全フォーラム（内閣府及び開催地の県・市主催、関係省庁後援、関係団体協賛）の推進協議会の活動に協力するとともに、同協議会の事務局を担当する。

③全国交通安全運動への参加（継続）

官民一体となって実施している「春・秋の全国交通安全運動」に協賛団体として参加・協力を行う。

④交通安全ファミリー作文コンクールの実施（継続）

警察庁及び関係団体との共催により、「我が家の交通安全」をテーマにして各家庭における交通安全に関する話合いを進めることを通じ、国民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に資することを目的とした交通安全ファミリー作文コンクールを実施する。

II 調査研究活動（継続）

効果的な交通安全対策や事業の企画・実施・評価に資することを目的として、交通事故や交通行動の実態、内外の交通安全教育の動向や有効な教育手法等、交通安全に関する調査研究を実施する。

III 情報収集提供活動

主として行政や教育現場、地域や職場において交通安全教育に携わっている担当者等に対し、交通安全教育等を推進する上で有益かつ実践的な情報を提供するとともに、当協会の活動内容やタイムリーな交通安全情報等を広く国民一般に向けて発信することを目的として実施する。

1. 月刊誌「交通安全教育」の編集・刊行（継続）

交通安全に関する対策や指導方法、具体的な教育指導事例等を掲載した月刊誌「交通安全教育」を毎月編集・刊行する。

2. ホームページによる情報の発信及び収集（継続）

ホームページの積極的な活用を通して、最新の交通安全教育活動や改正道路交通法、各種教材・機材等に関する情報を広く発信するとともに、適時ホームページのリニューアル等を行い、閲覧者の増加を図る。

IV 教材の制作・普及事業

交通安全教育及び交通安全啓発活動の効果的推進に資することを目的として、交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及を行う。

1. 交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及（継続）

積極的な情報収集の下、ユーザーのニーズに対応した新規の教育用資料の企画・制作や次世代型の教育用機材の開発に努めるとともに、全国の自治体、関係機関・団体等に対する訪問活動やホームページ・DM等の媒体を活用した広報活動を通して、各種啓発資料・機材の有効活用を普及促進する。

また、交通事故の経年変化や道路交通法の改正等に対応して、適宜、資料・教材の改訂を行う。

31年度は、30年度までに開発を終えた「交通安全危険予測シミュレータ」歩行者編、自転車編、自動車編及びスタンドアロンタイプのVR機器等について、レンタルでの利用を促進するとともに普及の拡大を図る。

2. 教育啓発資料の監修・指導等の実施（継続）

関係機関・団体及び民間企業等が企画・制作する交通安全啓発用資料・教材に対して、要請を受けて、企画・監修・指導等を行う。

3. 児童及び自転車通学者向け高視認性安全服認証及び推奨制度の普及（新規）

「子どもたちを交通事故から守り、ドライバーを加害者にしない」ことを目的として、ドライバーから児童や自転車通学者の視認率を高めるための高視認性安全服の着用普及を図るために、「児童及び自転車通学者向け高視認性安全服」に対して交通事故防止の観点から基準を設け、基準に適合した製品を認証するとともに、その証として認証ラベルを発行する。

V 基本財産等運用事業（継続）

基本財産等の運用に関する事業において、効果的な運用に取り組み、健全な運営に不可欠な財政基盤の安定に資することとする。